# KANAZAWA PaCE ご利用料金表

## 【 通所介護費 】

		通所介護費(1回あたり)				
所要時間	要介護	単位数	基本利用料 (*1参照)	利用者負担額	利用者負担額	利用者負担額
				1割負担	2割負担	3割負担
				(*2参照)	(*2参照)	(*2参照)
6時間以上 7時間未満	要介護1	584	5921円	592円	1,184円	1,777円
	要介護 2	689	6986円	699円	1,397円	2,096円
	要介護3	796	8071円	807円	1,614円	2,421円
	要介護4	901	9136円	914円	1,827円	2,741円
	要介護 5	1,008	10221円	1022円	2,044円	3,066円

### ※要件を満たす場合、上記に以下の料金が加算、または減算されます

入浴介助加算	40	405円	41円		122円
送迎減算(片道)	<b>▼</b> 47	▼477円	▼48円	▼96円	▼143円

## 【 指定介護予防型通所サービス費 】

	要支援	指定介護予防型通所サービス費(1月あたり)				
所要時間		要支援単位数	基本利用料 (*1参照)	利用者負担額	利用者負担額	利用者負担額
				1割負担	2割負担	3割負担
				(*2参照)	(*2参照)	(*2参照)
6時間以上	要支援1	1,798	18,231円	1,823円	3,646円	5,470円
7時間未満	要支援 2	3,621	36,720円	3,672円	7,343円	11,015円

#### 【 その他の費用 】

食 費	昼食代 <b>650円</b> ・ おやつ代 <b>100円</b>
おむつ代等	紙おむつ <b>テープ式・80円/枚 パンツ式・100円/枚</b>
かり 7八寺 	パット 15円/枚
交通費	通常の事業の実施地域を越えて行う送迎に係る費用として、実施地域を越えた
<b>火</b> 旭貝	地点から、 <b>片道100円/km</b> をいただきます。
	上記以外の日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当
その他	と認められるもの(利用者の希望によって提供する日常生活上必要な身の回り
ての他	品など)について、費用の実費をいただきます。
	例)レクリエーション材料費 観葉植物づくり 600円

- (\*1)基本利用料及び加算等は、厚生労働大臣が告示で定める金額(事業所所在地が7級地のため、 単位数に10.14を乗じた額)であり、これが改定された場合、これら基本利用料等も自動的に 改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料等を書面でお知らせします。
- (\*2) 負担割合証をご確認下さい。また、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご留意ください。